

通所リハビリテーションサービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団神緑会が開設する介護老人保健施設アクアピア新百合（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーションの適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供責任者及び関係市区町村と密接な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個別情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設 アクアピア新百合 |
| (2) 開設年月日 | 平成 19 年 6 月 1 日 |
| (3) 所在地 | 神奈川県川崎市麻生区黒川 318 番地 |
| (4) 電話番号 | 0 4 4 - 9 8 1 - 5 6 6 7 |

- (5) 管理者 笹尾 涼子
(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1455680020号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる(令和5年5月1日現在)

- (1) 管理者 常勤1人
(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
常勤3人 非常勤1人 常勤換算3.2
(3) 介護職員 常勤7人 非常勤4人 常勤換算10.6
(4) 看護職員 非常勤2人 常勤換算1.6

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる総括管理、指導を行う。
(2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
(3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
(4) 作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。(祝日を含む)
(2) 年末年始は12月31日から1月3日まで休日とする。
(3) サービス提供時間は午前9時30分から午後4時までとする。
(4) 営業日の午前9時から午後6時までの営業とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員は53名とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーションは) 医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。

4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

※ 各種加算を受ける場合は、以下列記する。

- 5 リハビリテーションマネジメント加算
- 6 短期集中個別リハビリテーション実施加算
- 7 サービス提供体制強化加算Ⅰア
- 8 中重度ケア提供体制加算
- 9 入浴介助加算
- 10 処遇改善加算
- 11 特定処遇改善加算
- 12 科学的介護推進体制加算
- 13 通所リハサービス提供体制加算

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食事、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

川崎市麻生区、多摩区、東京都稲城市・多摩市・町田市

(身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等生命または身体を保護するため等緊急やむ得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別途）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取してい

ただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第19条の規定に基づき利用者の心身の状況に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

- ・ 飲酒・禁煙は、所定の場所にてお願いします。
- ・ 火気取扱いは、厳禁となっております。
- ・ 設備・備品の持ち物は、職員にご相談ください。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、原則個人管理でお願いいたします。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、原則個人管理です。
- ・ 宗教活動は、お断りしております。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止しております。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常火災対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所管理者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対し防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消化・通報・避難）・・・年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・ 年1回以上
 - ③ 非常災害用施設の使用法の徹底・・・・・・・・・・ 随時

(緊急時の対応及び事故発生時の対応)

第16条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速

やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずる。

- 3 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 4 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 5 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（職員の服務規律）

- 第17条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (2) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (3) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (4) お互いに協力し合い、脳率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第18条 施設職員の脂質の向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団神緑会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第20条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

- 第21条 入所者の使用する施設、食器その他の施設又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるため体制を整備する。
 - 3 栄養士、調理師など厨房勤務者は毎月1回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（個人情報の保護）

第22条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚

生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な扱いに努めるものとする。

2 当施設が得た利用者又はその家族の個人情報については、当施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

第 23 条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が行う事業に協力するよう努める。

5 当施設は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法 85 条の規定により行う調査又は斡旋に協力するよう努める。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団 神緑会介護老人保健施設 アクアピア新百合の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 19 年 6 月 1 日より施行する。

令和5年5月1日 料金表改訂